

清和大学における公的研究費の使用に関する不正防止計画

平成28年4月1日学長裁定

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）〔平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定〕」を踏まえ、不正発生要因を把握した上で、次のとおり公的研究費の不正使用防止計画を策定する。これを効果的に実施することにより、より適正な運営体制を構築することに努めることとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
競争的資金等の管理・運営に関する責任者それぞれの権限が不明瞭である。	【実施済】 「清和大学における公的研究費の管理・運営に関する規程」（以下「規程」という。）で定めた競争的資金等の責任者とその責任範囲・権限についてホームページで公開し、学内外に周知する。

2. 適正な管理・運営の基礎となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
研究者が文部科学省・日本学術振興会・本学のルールおよびルール変更等を十分理解していない。	【実施済】 ①研究不正防止に関する倫理教育講習会において公的研究費の不正使用に関して確認。 ②毎年、競争的資金等を遂行する研究者、事務職員を対象とした説明会を開催し、認識の一致を図る。
研究者及び事務職員に公的資金を使用するという責任の重さが認識されていない。	【実施予定】 コンプライアンス教育を実施し（規程第9条第2項）、責任の重さを自覚させるとともに、関係者全員から「誓約書」を徴収する（規程第9条第3項および第17条第3項）。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
研究費の執行にばらつきがあり、年度末に集中する。	【実施済】 事務担当者が定期的に予算の執行状況を研究者に通知する。計画的に執行していない場合は研究者に指導を行う。
	【実施予定】 研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底する。
ルールについて、誤った運用が発生する。	【実施済】 少しでも疑義がある場合は、担当窓口に相談できる体制を整える。
	【実施済】 ルールとその運用に乖離が認められる場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析の上、必要に応じてルール変更等も視野に入れた対策を講じる。
	【実施予定】 公的研究費の管理・執行に関わる研究者、事務職員に対して、コンプライアンス教育を実施し、研究者倫理及び不正防止の意識向上に努める。
発注・納品確認の不徹底	【実施済】 ・研究者による発注可能金額（20万円（規程第11条第1及び2項）を設定する。 ・換金性の高い物品（5万円以上）（規程第11条第3項）の管理を徹底し、納品後も現物確認を行う。 ・特殊な役務（データベース・プログラム等の開発・作成、機器の保守・点検等）に関する検収を事務職員が成果物と照らしあわせてチェック確認する（規程第11条第4項）。成果物がない場合は、現場確認を行う。

謝金に係る手続書類・実態確認の不徹底	【実施済】 採用時に事務職員が雇用者と面談、出勤簿は担当課に設置する。その後も事務担当者が定期的に雇用者と面接、業務終了後に必ず成果物の確認を行う。謝金は事務職員が直接渡すか、送金する（規程第12条第2項）。
出張事実確認の不徹底 出張報告書類の形骸化	【実施済】 出張者に対し、事前に出張伺及び出張に係る根拠資料等を、出張後には速やかに出張報告書・領収証等を提出させ、事実確認を行う（規程第12条第1項）。

4. 情報の伝達を確保する体制

不正発生要因	不正防止計画
不正発見者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	【実施済】 不正行為の告発受付窓口を設置する。規程第15条3項一号により、告発者のプライバシーを厳守することを明記し、ホームページ上で公開、学内外に周知する。
行動規範や使用ルールに関する理解度が低下する。	【実施済】 毎年、競争的資金等を遂行する研究者、事務職員を対象とした説明会を開催し、理解度を高める（規程第9条）。「行動規範」を本学ホームページに載せ共通理解を図る。

5. モニタリングのあり方

不正発生要因	不正防止計画
競争的資金等の適正な管理・運営体制等に係る指摘や改善状況等の情報が関係者に十分伝わらない。	【実施済】 内部監査の結果を学長まで報告することを規程に定めている（清和大学における公的研究費の内部監査取扱内規（以下、「内規」）第7条第4号）。
	【実施予定】 内部監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、大学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する（内規第7条第6号）。
	【実施済】 ①研究不正防止倫理教育講習会、及び ②研究者・事務職員対象の学内説明会において、ヒアリングや意見交換を行い、今後の改善等に資する。
	【実施予定】 研究不正防止計画推進部署（学長室）（清和大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程（第5条）は内部監査部門と連携し、不正防止計画の策定・実施に積極的に取り組むとともに、実施状況を確認し、その結果を関係者に随時報告する。